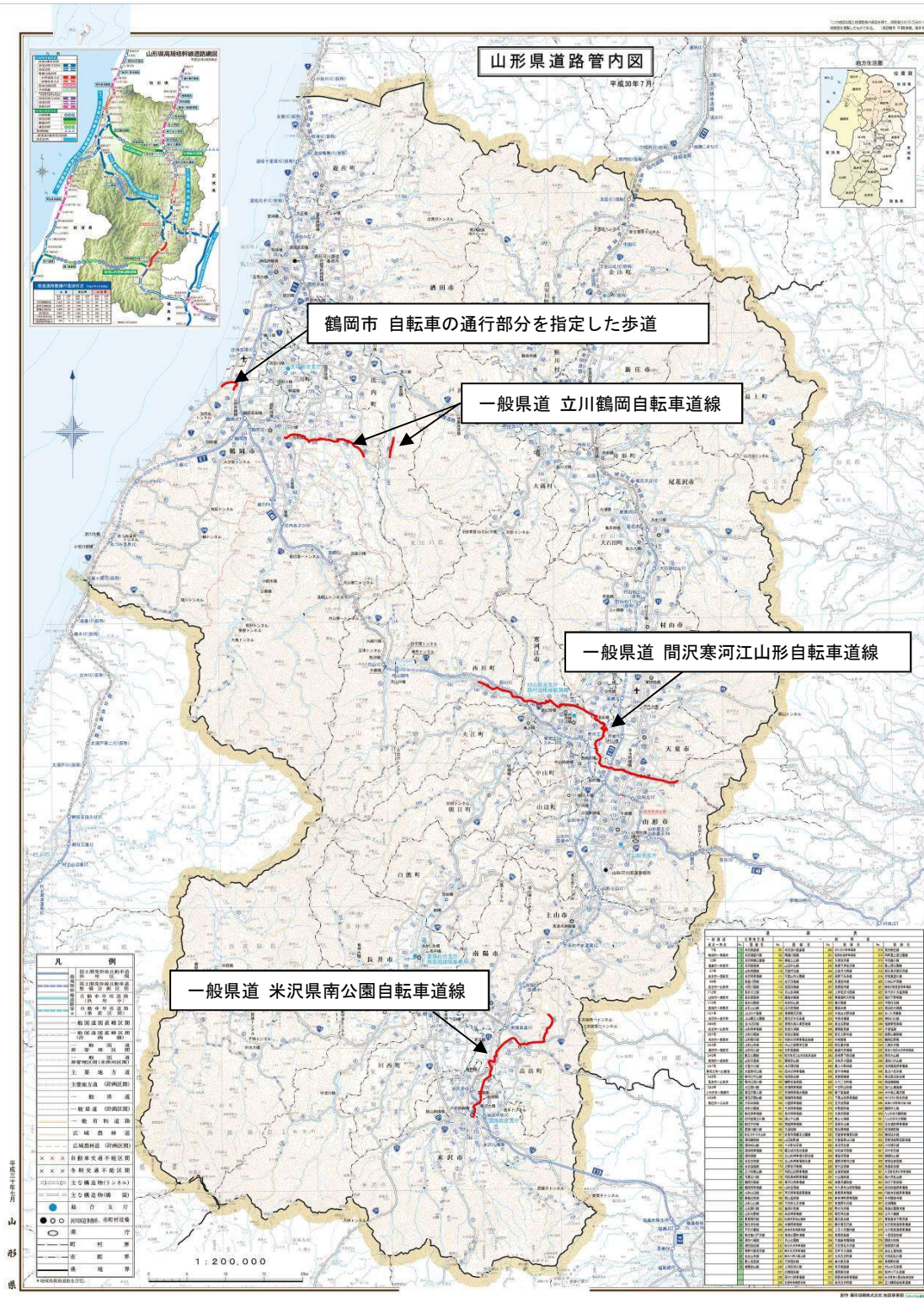
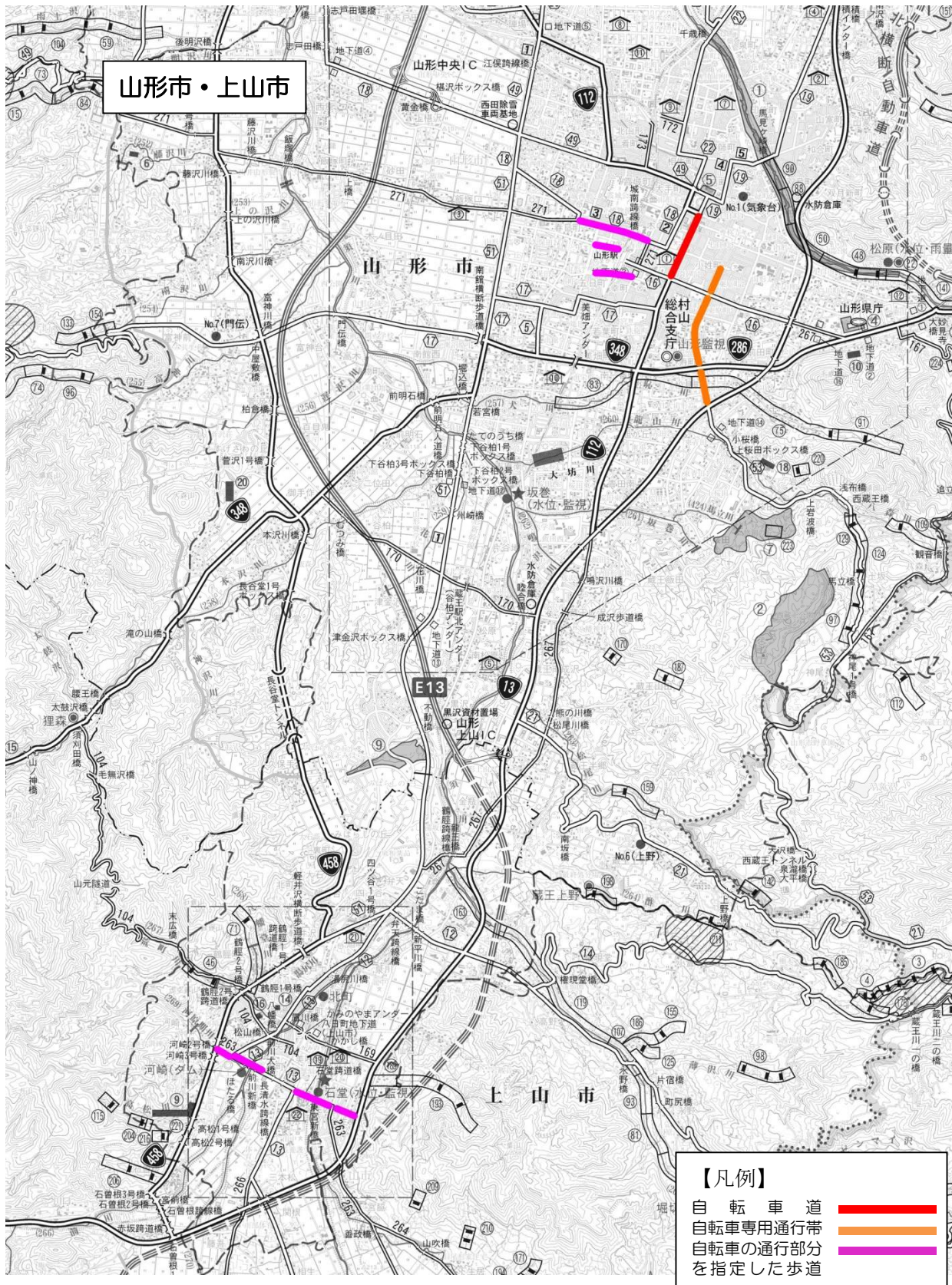


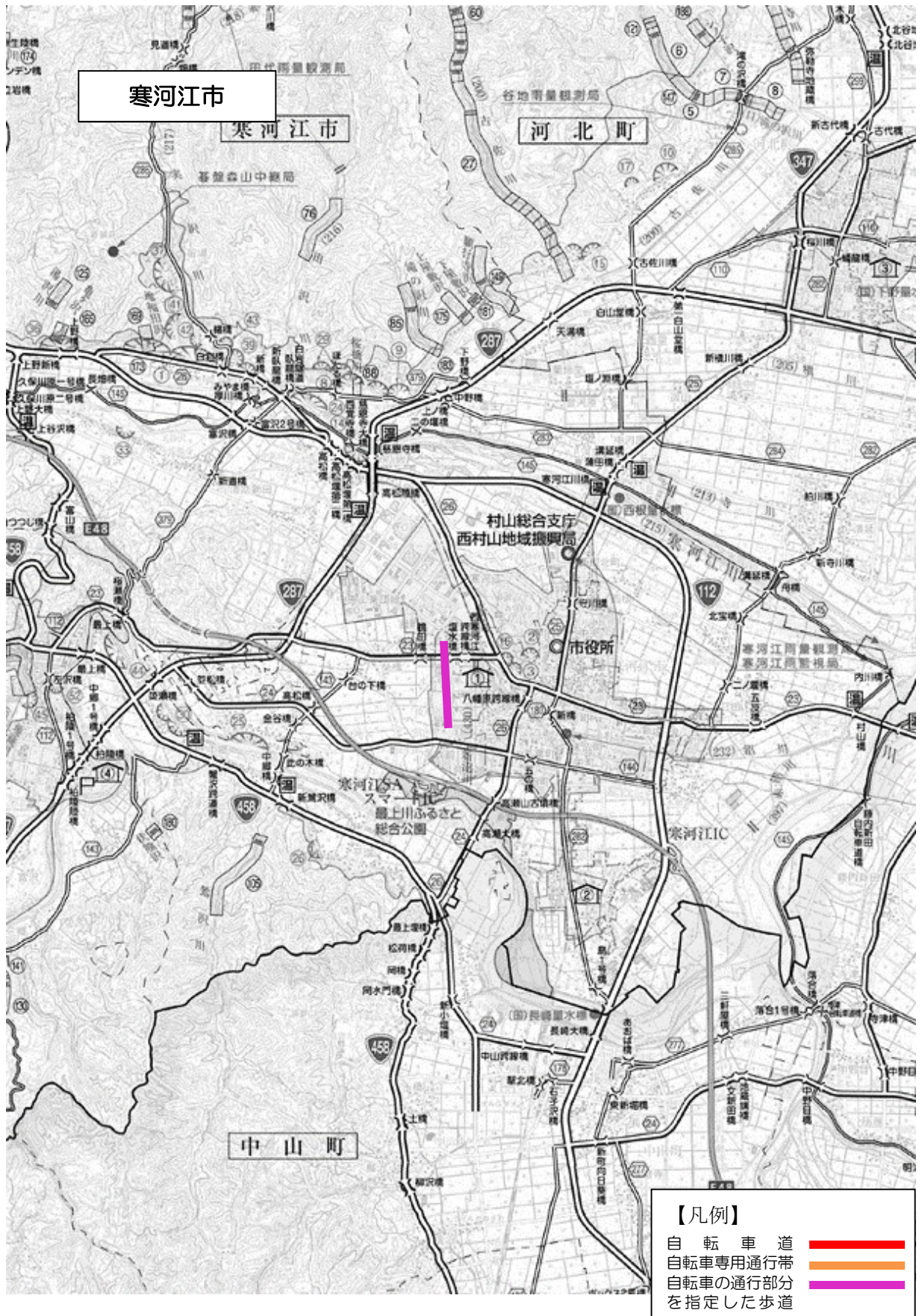
5) 自転車専用道路等位置図

■自転車専用道路・自転車の通行部分を指定した歩道位置図



■ 自転車道等の位置図



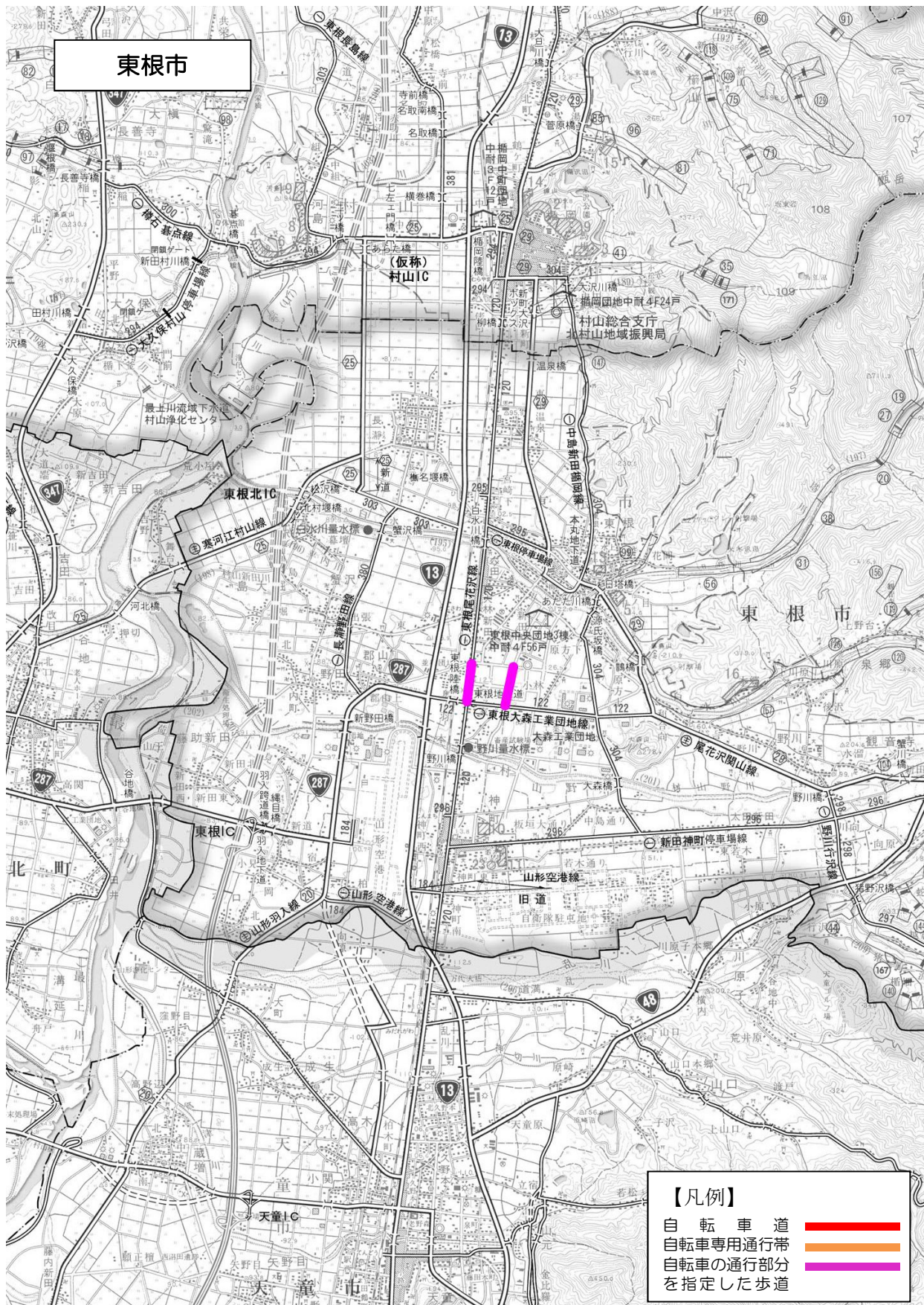


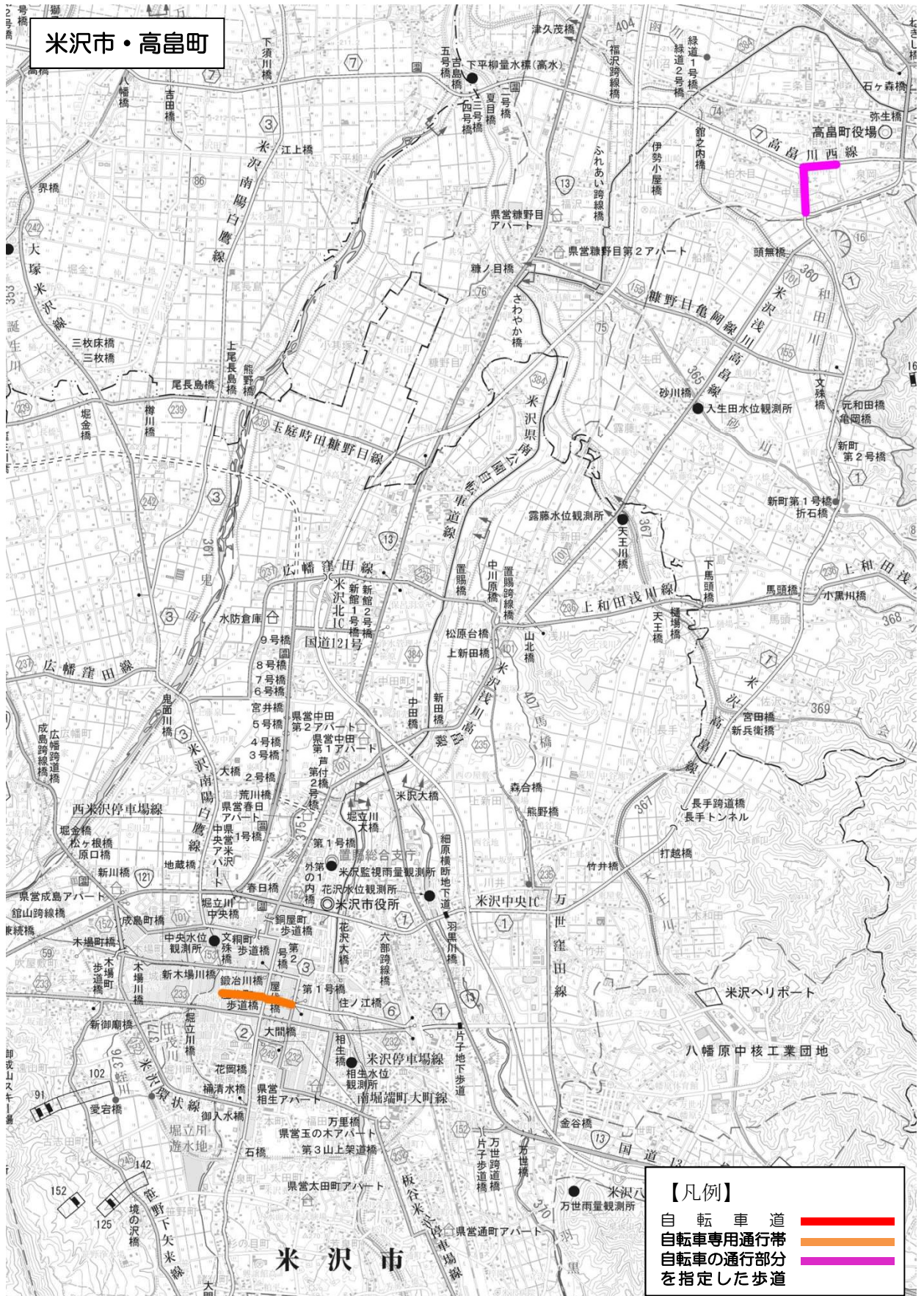
寒河江市

河北町

中山町

- 【凡例】
- 自転車道
 - 自転車専用通行帯
 - 自転車の通行部分を指定した歩道





米沢市・高畠町

- 【凡例】**
- 自転車道
 - 自転車専用通行帯
 - 自転車の通行部分を指定した歩道

⑥自転車関係イベント

近年、県内各地で地域性を活かしたサイクリングイベントが多数開催されていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、多くのサイクリングイベントが開催中止となっている。

サイクリングイベントについて、更なる盛り上がりを期待する声が多いため、関係機関と連携し、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえながら、大会開催に向けた機運づくりを行う必要がある。

2021 年開催の主なサイクリングイベント名	開催時期	開催場所
ツール・ド・さくらんぼ	6月	寒河江市、西川町、朝日町、河北町、大江町
「まほろば古の里たかはた」駅からサイクリング	6月	高畠町
蔵王坊平ヒルクライム in やまがた	9月	上山市（WEB 開催）

⑦市町村等の自転車関係の取組み

近年、自転車を観光のツールとしてとらえ、積極的な自治体では、サイクリングルートを紹介するパンフレット作成などの広報活動や、道の駅へのレンタサイクルの設置、観光地等へのサイクルラックの設置など、受入環境の整備を進めている。



サイクルラックの設置



サイクルラックの設置

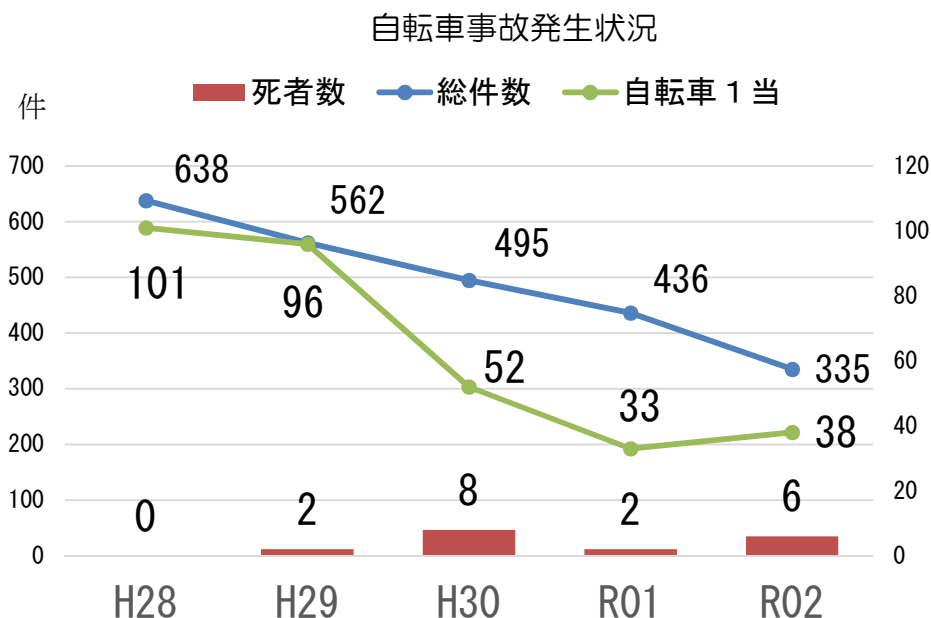


レンタサイクル

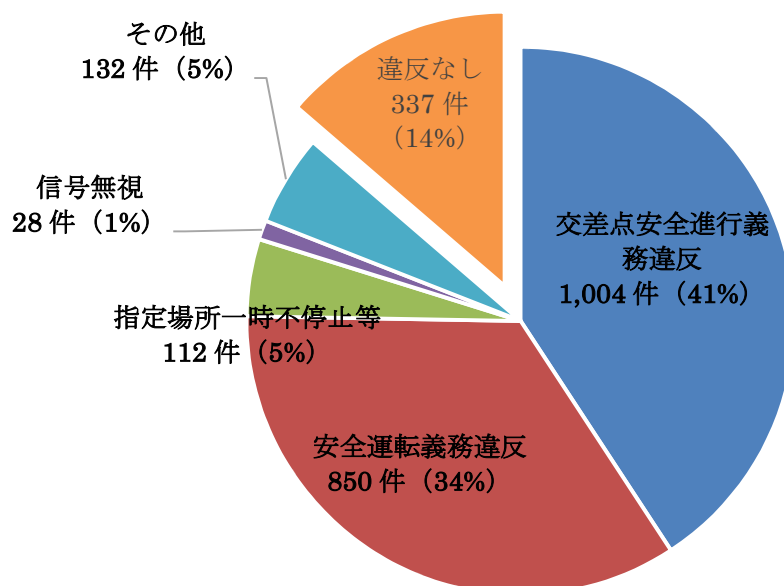
⑧山形県内における自転車事故発生状況

自転車事故の総数及び自転車1当⁶の件数は近年減少傾向にあるものの、死亡事故は年間平均3.6件発生している。

また、自転車側に交通違反が認められる事故が86%に上る。



自転車事故における自転車側の違反



※ 交差点安全進行義務違反：交差点における安全不確認など

出典：山形県警資料より作成

※ 安全運転義務違反：前方不注意、動静不注視、運転操作不適など

⁶ 自転車1当 事故の過失の大きい方が自転車である場合

⑨自転車に関する有識者等ヒアリング

- 実施時期 平成30年7月～11月 令和4年2月
- 実施方法 山形県自転車活用推進計画連絡会議の構成課から紹介された県内外の有識者及び関係団体等を対象に、関係各課の担当者が直接意見などを聞き取り、その結果をヒアリングシートにとりまとめたもの。
- 対象団体等 29の団体及び個人（有識者等ヒアリング対象一覧のとおり）
- 意見概要
 - ・自転車の利用者が多い区間における歩行者と分離した自転車通行空間の整備、路面標示や案内標識などの統一化、既存道路施設の安全対策の徹底、シェアサイクル等を見据えた駐輪場の整備などを求める意見が多い。
 - ・自転車競技の普及を目的とした練習環境や競技場の整備、魅力的なコースで大会を開催することによるサイクルスポーツの振興のほか、健康を重視した生涯スポーツとしての位置付けを望む声がある。
 - ・インバウンドを視野に入れた市町村を跨ぐ広域的なモデルルートの設定や、自転車利用者の受入環境の整備、イベント時の行政側の協力体制を求める声が多く、サイクルツーリズムの推進に対する期待が大きい。
 - ・自転車と自動車の双方に対するマナー向上への取組みのほか、ヘルメットの着用徹底や自転車保険への加入促進など自身の身を守る取組みへの意見が多く、安全・安心への関心が高い。

有識者等ヒアリング対象一覧

関係者ヒアリング対象一覧				
主要分野	No.	関係機関	関連分野（キーワード）	ヒアリング対応課
安全	1	交通安全専門指導員	交通安全教育、子ども、高齢者、広報活動	くらし安心課、管理課
	2	山形県交通安全協会	交通安全教育、広報活動	くらし安心課、交通企画課、道路整備課
	3	山形県自転車軽自動車商協同組合	交通ルール、反射材、点検整備、自転車保険	くらし安心課、管理課
教育	4	日本損害保険協会東北支部(あいおいニッセイ同和損害保険株式会社山形支店)	自転車保険	くらし安心課、管理課
	5	山形県PTA連合会	交通安全、通学	道路整備課、管理課
	6	山形県高等学校PTA連合会	交通安全、通学	道路整備課、スポーツ保健課、管理課
環境健康	7	NPO法人環境ネットワークがた	自転車通勤、地球温暖化防止	環境企画課、管理課
	8	NPO法人山形県自転車公益センター	エコライプ普及、交通事故防止、地球温暖化防止	環境企画課、管理課
	9	山形大学カーボンニュートラル研究センター	カーボンニュートラル	環境企画課、管理課
スポーツ競技	10	山形県自転車競技連盟	スポーツ振興、部活動、自転車競技施設	スポーツ保健課、管理課
	11	クリテリウム新庄大会	大会企画運営	観光立県推進課、スポーツ保健課、管理課
イベントサイクリング	12	山形県サイクリング協会	サイクリング振興、サイクルイベント企画運営	管理課
	13	米沢サイクルスポーツ競技連盟 ※「なせば成るスタンプラリー」主催	サイクルイベント企画運営、スポーツ振興	管理課
	14	「ツール・ド・みちのくおとぎ街道」実行委員会	サイクルイベント企画運営	観光立県推進課、管理課
	15	「かみのやまツール・ド・ラ・フランス大会」大会事務局	サイクルイベント企画運営	観光立県推進課、スポーツ保健課、管理課
	16	「ツール・ド・さくらんぼ」実行委員会	サイクルイベント企画運営	観光立県推進課、管理課
観光誘客	17	高野大地建築企画 ※「ツール・ド・そば街道」企画	サイクルイベント、まちづくり、サイクルツーリズム	インバウンド・国際交流推進課、管理課
	18	山交観光株式会社	観光、誘客	観光立県推進課、管理課
	19	山新観光株式会社	観光、誘客	観光立県推進課、管理課
	20	株式会社庄交コーポレーション ※「じろで庄内」主催	観光、イベント、誘客	観光立県推進課、管理課
	21	TSUMAGARI合同会社	台湾、サイクリング、取材、発信	インバウンド・国際交流推進課
	22	株式会社ライダス	モデルコース設定	インバウンド・国際交流推進課
	23	県職員育成センター職員	観光振興、広域連携	管理課
シェアサイクル	24	株式会社八幡自動車商会	シェアサイクル	管理課
	25	有限会社輪商熊谷	販売、修理、イベント	管理課
専門店商業	26	有限会社山田守三商店[じてんしゃ蔵・守三]	販売、修理	管理課
	27	大滝輪店	販売、修理	管理課
	28	バイクスポーツツキッド	販売、修理、イベント	管理課
	29	佐藤輪店	販売、修理	管理課

(3) 山形県における現状を踏まえた課題の整理

山形県の特徴や現状を踏まえた課題	
走行環境	1. 自転車が安全で快適に利用できる道路の整備が遅れている。
	2. 近年、全国的に普及が進んでいるシェアサイクルについて、本県においては県民の認識や需要は低い。
	3. 最寄りバス停などの駐輪スペース設置やサイクリートレイン ⁷ の運行など、公共交通機関と自転車との接続・連携の取組みが少ない。
観光・イベント	1. 雪国特有の幅の広い路肩（走行スペース）や多様な観光資源・食文化等を有する魅力的な地域性があるにもかかわらず、それらを活かしたサイクルツーリズムの認知度が低い。
	2. 県内各地で開催されている地域性を活かしたサイクリングイベントについて、更なる盛り上がりを期待する声が多い。
	3. 屋内外にサイクルラックが整備されたサイクリストが利用しやすい飲食店や宿泊施設、パンク等のトラブルに対応できるサイクルポート等が少ない。
健康・スポーツ ・環境	1. サイクルスポーツは健康に資する生涯スポーツとして、また、脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現に向けた取組みとして自転車活用の一層の意識付けとイメージアップが必要である。
	2. サイクルスポーツ拡大に向けた環境が不十分である。
安全・安心	1. 自転車のルール違反（急な飛び出し等）を迷惑・危険と感じている人が多い。また、自転車に関係する交通事故では、自転車側に違反や問題が認められる場合も多い。
	2. 通学時の移動手段として自転車利用が増える高校生等の運転マナーの向上やルールの周知が求められている。
	3. 運転技術や体力に不安を抱える子どもや高齢者等に配慮した安全教育が必要である。
	4. 自転車利用時の安全対策（ヘルメット着用等）をしていない人が多く、転倒時に重症化するリスクが高い。
	5. 自転車は自動車の車検のように定期的な点検整備の義務がないため、点検をおろそかにする利用者が多く、整備不良に伴う事故が懸念される。
	6. 通学などの自転車利用の多いルート及びその危険箇所の把握・共有が十分になされていない。
	7. 全国では、近年、自転車事故において高額な損害賠償請求を伴う事案が発生しており、加害者及び被害者の双方に大きな負担が生じているため、引き続き自転車保険への加入促進を行う必要がある。
	8. 災害時には、道路状況の悪化などにより自動車や公共交通機関が利用できなくなるおそれがあり、自転車による移動が注目されている。

⁷ サイクリートレイン 自転車を分解せずに車内に持ち込む事が出来る列車

Ⅱ. 自転車の活用の推進に関する目標

推進計画の目的を踏まえ、「Ⅰ. 総論」で述べた自転車を巡る現状及び課題に対応するため、以下のとおり4つの目標を掲げる。

目 標

【目標1】

自転車が安全で快適に通行できる環境の整備

自転車利用者のための案内標示や自転車の走行に配慮した道路管理の充実など、誰もが安全で快適に自転車を活用できる自転車通行空間の整備について、観光や生活における自転車需要等を踏まえた重点的な取組みを実施する。

【目標2】

サイクリング環境の向上と情報発信による観光立県の推進

自転車利用者に安心と快適を提供する受入れ環境づくりや、山形県の魅力を活かしたサイクルツーリズムに関する情報の発信を推進する。

【目標3】

サイクルスポーツの振興や環境にやさしい自転車利用の促進等による活力ある健康長寿社会の実現

サイクルスポーツに親しみやすい環境づくりや、脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現に資する移動手段としての自転車利用を促進し、楽しみながら健康づくりを行うための取組みとしての自転車活用を推進する。

【目標4】

自転車・自動車双方の交通マナー向上と安全教育の充実等による事故のない安全で安心な自転車の活用

自転車の運転マナー向上や安全利用の意識の醸成のため、関係機関・団体が連携した広報啓発や交通安全教室の実施等を一層進めていくとともに、自転車を安心して利用するため、自転車利用者による定期的な点検整備の実施や自転車保険への加入を促進する。

Ⅲ. 施策の方向性

「Ⅱ. 自転車の活用の推進に関する目標」で述べた目標達成のために、法第8条⁸に規定されている「自転車の活用の推進に関して、重点的に検討され、及び実施されるべき施策」を踏まえて、本県における施策の方向性を定める。

【目標1】自転車が安全で快適に通行できる環境の整備

- (1) 山形県自転車ネットワーク計画を推進する
- (2) 自転車の安全な通行に配慮し、既存道路の適切な管理を推進する。
- (3) 観光振興面、地域公共交通面での自転車活用の有用性、有効性を検討する。
[主な担当部局：みらい企画創造部、県土整備部、観光文化スポーツ部 等]

【目標2】サイクリング環境の向上と情報発信による観光立県の推進

- (1) 官民連携して、サイクリスト受入環境の向上を図り、サイクルツーリズムを推進する。
- (2) 精神文化や多様な食、豊かな自然など、本県ならではの観光資源を活かしたサイクルツーリズムの魅力を発信して、国内外からの誘客を促進する。
- (3) 山形県自転車ネットワーク計画を推進する。【目標1-(1)の再掲】
[主な担当部局：県土整備部、観光文化スポーツ部]

-
- ⁸ **法第8条** 自転車の活用の推進に関して、重点的に検討され、及び実施されるべき施策は、次に掲げるとおりとする。
- 一 良好な自転車交通網を形成するため必要な自転車専用道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の十四第二項に規定する自転車専用道路をいう。）、自転車専用車両通行帯等の整備
 - 二 路外駐車場（駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第二条第二号に規定する路外駐車場をいう。）の整備及び時間制限駐車区間（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四十九条第一項に規定する時間制限駐車区間をいう。）の指定の見直し
 - 三 自転車を賃貸する事業の利用者の利便の増進に資する施設の整備
 - 四 自転車競技のための施設の整備
 - 五 高い安全性を備えた良質な自転車の供給体制の整備
 - 六 自転車の安全な利用に寄与する人材の育成及び資質の向上
 - 七 情報通信技術等の活用による自転車の管理の適正化
 - 八 自転車の利用者に対する交通安全に係る教育及び啓発
 - 九 自転車の活用による国民の健康の保持増進
 - 十 学校教育等における自転車の活用による青少年の体力の向上
 - 十一 自転車と公共交通機関との連携の促進
 - 十二 災害時における自転車の有効活用に資する体制の整備
 - 十三 自転車を活用した国際交流の促進
 - 十四 自転車を活用した取組であって、国内外からの観光旅客の来訪の促進、観光地の魅力の増進その他の地域の活性化に資するものに対する支援
 - 十五 前各号に掲げるもののほか、自転車の活用の推進に関し特に必要と認められる施策

【目標3】サイクルスポーツの振興や環境にやさしい自転車利用の促進等による活力ある健康長寿社会の実現

- (1) 自転車を活用した健康づくりに関する広報啓発を推進する。
- (2) 県民、企業等への呼びかけにより脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現につながる自転車でのエコ通勤を促進する。
- (3) サイクルスポーツの環境整備等について、関係団体等との意見交換を行う。
- (4) 山形県自転車ネットワーク計画を推進する。

【目標1-(1)の再掲】

[主な担当部局：環境エネルギー部、健康福祉部、教育庁 等]

【目標4】自転車・自動車双方の交通マナー向上と安全教育の充実等による事故のない安全で安心な自転車の活用

- (1) 自転車利用に関する県民の交通安全意識の向上に資する効果的な広報啓発活動を推進する。
- (2) 自転車利用者に対する交通安全教育を推進する。
- (3) 自転車利用者自身を守る安全対策を推進する。
- (4) 自転車利用者に対する指導・取締りを推進する。
- (5) 事故を未然に防ぎ、安全な利用のための自転車の管理や点検整備を推進する。
- (6) 自転車による主要な通学路及びその危険箇所を把握・共有する。
- (7) 万が一の事故に備える自転車保険の加入を促進する。
- (8) 自動車や公共交通機関が利用できない災害時における自転車の活用を推進する。

[主な担当部局：防災くらし安心部、警察本部 等]

IV. 具体的な取組み

「Ⅲ. 施策の方向性」で述べた自転車の活用の推進に関する施策について、着実な推進を図るため、計画期間中に実施する具体的な取組みについて、別表のとおり定める。

V. 計画の推進方策

1. 推進体制

自転車の活用推進により期待される自転車利用者の健康の増進、サイクルーツーリズムによる観光の推進、渋滞の解消や環境への負荷の低減といった効果を発揮し県内で広めていくためには、自転車の多岐に渡る施策について、部局横断による取組みが必要であることから、知事部局、教育庁、県警本部による「自転車活用推進計画連絡会議」などを活用し、関係機関と連携のうえ、地域の実情に応じた自転車活用施策を推進する。

2. 市町村との連携

「山形県自転車活用推進計画」の推進にあたっては、地域によって自然環境や自転車の通行環境が大きく異なる現状を踏まえ、市町村との情報共有をはじめ、効果的な連携を図る。

3. 計画のフォローアップ

本計画に定める施策及び具体的な取組み等について、「山形県自転車活用推進計画連絡会議」を活用し、毎年度、進捗状況に関するフォローアップを行う。

4. 計画の見直し

政府の動きや自転車を取り巻く社会環境の変化等を踏まえながら、計画期末（2026年度）までに本計画の見直しを行う。